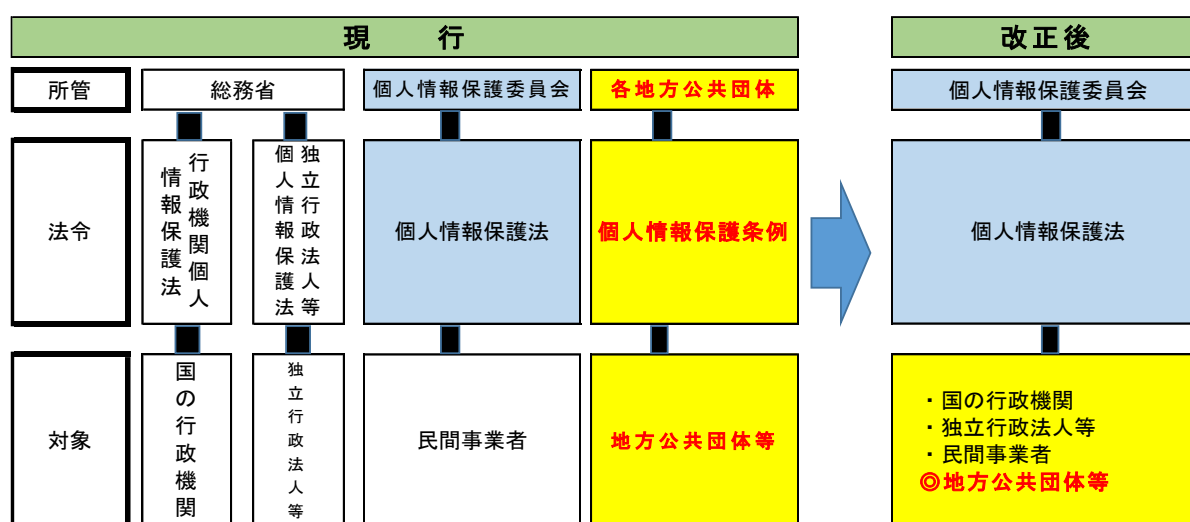


三郷市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)

1. 条例制定の背景

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。この改正により、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等についてそれぞれ分かれていた規律が、改正後の「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正個人情報保護法」といいます。）に統合され、全国共通のルールとなります。



2. 三郷市としての対応

当市においても、令和5年4月1日から改正個人情報保護法が直接適用されることから、現行の「三郷市個人情報保護条例」を廃止するとともに、改正個人情報保護法の施行に関して必要な事項を規定した「（仮称）三郷市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「法施行条例」といいます。）を制定することとなりました。

3. 法と条例の関係

- (1) 法施行条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項
- ① 本人開示等請求に係る手数料の設定（法第89条第2項）
 - ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定（法第119条第3項及び第4項）
- (2) 法施行条例で定めることが許容されている事項
- ① 条例要配慮個人情報の内容（法第60条第5項）
 - ② 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表に係る規定（法第75条第5項）
 - ③ 本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
 - ④ 本人開示請求等の手続きに関する規定（法第83条、第107条第2項及び第108条）
 - ⑤ 審議会等への諮問（法第129条）

4. 法施行条例の骨子案

法施行条例では、「3. 法と条例の関係」を踏まえて、次の（1）から（7）の取り扱いをすることとします。

（1）本人開示等請求における手数料について

国の行政機関においては、改正個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行令（以下「改正個人情報保護法等」といいます。）の規定に基づき、開示請求1件につき300円の手数料を徴収することとされておりますが、法施行条例では現行条例の規定と同様に手数料については無料とし、自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」といいます。）の写しの交付に要する費用（コピー代等）のみ請求者の負担とする規定を設ける予定としています。

改正個人情報保護法	現行条例	法施行条例
開示請求1件につき 300円	無料 (自己情報の写しの交付に要する 費用(コピー代等)実費負担)	現行条例と同様の 規定とする予定

(2) 行政機関等匿名加工情報について

都道府県と政令指定都市は改正個人情報保護法の施行に合わせ導入することになっていますが、それ以外は任意であるため、当市では法施行条例施行時点での導入を見送ることとします。行政機関等匿名加工情報の導入の必要性等については、今後調査・研究してまいります。

※行政機関等匿名加工情報

特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報

(3) 条例要配慮個人情報について

改正個人情報保護法は、その取扱いに特に配慮を要する個人情報として、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪等の経歴、犯罪被害にあった事実、障害があること健康診断等の結果などを定めています。これに加えて地域独自の内容を法施行条例で定めることが可能ですが、改正個人情報保護法等に規定されている要配慮個人情報の内容は、現行条例で特に取扱いに注意を要するとされている個人情報を全て含む内容となっていることから、法施行条例の制定時点においては、条例要配慮個人情報に関する規定は設けないこととします。

(4) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表について

当市では、現行条例の規定に基づき、個人情報登録票や目的外利用記録票等を綴った帳簿の作成及び公表を行っております。当該帳簿は、改正個人情報保護法の規定により作成が義務付けられている個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する帳簿に該当するものですが、法施行条例では、引き続き自己情報コントロール権を保障するため、個人情報登録票や目的外利用記録票等を綴った帳簿を作成し、公表する規定を設けることとします。

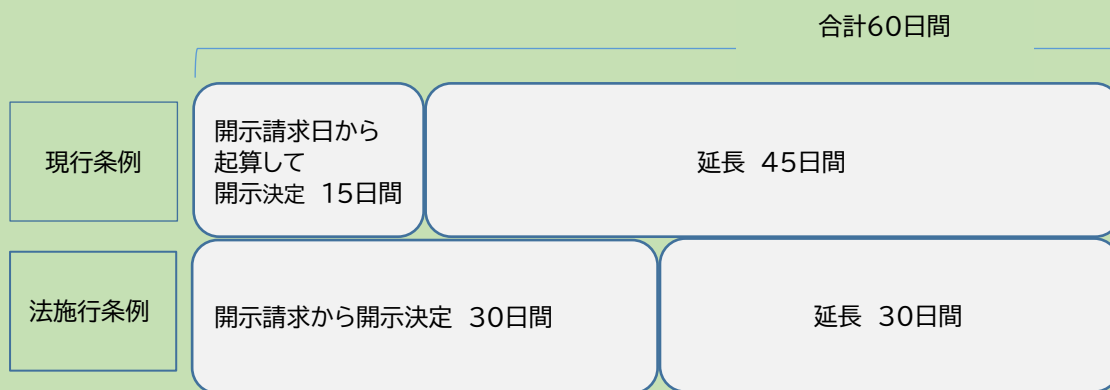
(5) 本人開示等請求における不開示情報の範囲について

改正個人情報保護法で不開示としている情報が、地方公共団体の情報公開条例で定められている不開示情報と必ずしも同じではないことから、情報公開条例との整合性が保てない場合には、条例で不開示情報を定めることができるとされています。

現行の三郷市情報公開条例と改正個人情報保護法の規定に大きな差異はなく、三郷市情報公開条例と整合が図れない情報が生じることは想定されないため、法施行条例では不開示情報の範囲について規定しないこととします。

(6) 本人開示等請求の処理期限について

開示決定等の期限につきましては、現行条例では、最長期限は60日としており、これは改正個人情報保護法の定める最長期限と同様となっています。開示請求からの当初処理期限は、現行条例では15日、改正個人情報保護法では30日と異なりますが、改正個人情報保護法では、任意代理人による請求や、郵便等による請求が広く認められるため、手続きの法定化による審査事務量や請求件数の増加が見込まれることから、当初処理期限を法定の30日間とします。



(7) 個人情報保護審議会への諮問事項について

現行条例の規定では、本人以外の者からの個人情報の収集や個人情報の目的外利用、オンライン結合等を開始するにあたり、個人情報保護審議会への諮問が必要となっておりました。しかし、個人情報保護委員会から「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とすることは許容されない。」との見解が示されていることから、法施行条例では審議会等への諮問が必要となる旨の規定等を設けることはできません。

一方で、改正個人情報保護法において「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、審議会等に諮問することができる。」と規定されていることから、法施行条例では新たにその旨の規定を設けることとします。